

障害児支援事業に係る

改正事項等について

目次

- (1) 障害福祉サービス経験者の経過措置終了について
- (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う改正事項について
- (3) 障害児入所施設のみなし規程の廃止について

(1) 障害福祉サービス経験者の経過措置終了について

児童発達支援事業所（センター以外）の報酬等の見直し

- 児童発達支援事業所（センター以外）について、従業者の配置に対して一律に加算する「児童指導員等加配加算Ⅱ」を改め、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算に組み替える。
 - ① 個別サポート加算Ⅰ：ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）への支援を評価
 - ② 個別サポート加算Ⅱ：虐待等の要保護児童等への支援について評価
 - ③ 専門的支援加算：専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置を評価（※）
- （※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で1以上配置した場合に評価
- また、支援の質を向上させるための従業者要件の見直し（障害福祉サービス経験者を廃止）を行う。（経過措置有り）
- さらに、聴覚児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加。
- 基本報酬及び児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。

現行		見直し後	
加算	1.理学療法士等 209単位 2.児童指導員等 155単位 3.その他 91単位	児童指導員等加配加算Ⅱ	100単位 125単位 ①個別サポート加算Ⅰ ②個別サポート加算Ⅱ ③個別サポート加算Ⅲ
	1.理学療法士等 209単位 2.児童指導員等 155単位 3.その他 91単位	児童指導員等加配加算Ⅰ	③専門的支援加算
	12単位	児童指導員等配置加算	児童指導員等加配加算
基準人員	《基本報酬》 830 単位	障害福祉サービス経験者	基準人員 《基本報酬》 885 単位
		保育士or児童指導員	
		児童発達支援管理責任者	
		管理者	
		保育士or児童指導員 ※障害福祉サービス経験者の経過措置有り(2年)	
		児童発達支援管理責任者	
		管理者	

※単位数は主に小学校就学前の障害児に対して支援を行う利用定員10名以下の場合を記載
※上記図の高さは単位数とは一致しない

※令和3年3月31日時点で旧基準に基づく指定を受けている事業所については、2年間の経過措置あり（令和5年3月31日まで）。

(1) 障害福祉サービス経験者の経過措置終了について

放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し

- 放課後等デイサービスについて、現行の事業所を2区分に分けて報酬設定する方法(※1)を改め、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かく以下の加算を算定。
 - ① 個別サポート加算Ⅰ：ケアニーズの高い児童(著しく重度および行動上の課題のある児童)への支援を評価
 - ② 個別サポート加算Ⅱ：虐待等の要保護児童等への支援について評価
 - ③ 専門的支援加算：専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置を評価(※2)
- (※1) 現行は、一定の指標に該当する障害児の数が5割以上である場合を「区分1」、5割未満を「区分2」として、基本報酬を2段階に設定
- (※2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者を常勤換算で1以上配置した場合に評価
- また、支援の質を向上させるための従業者要件の見直し(障害福祉サービス経験者を廃止)を行う。(経過措置有り)
- さらに、経路児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に子話通訳工及び子話通訳者を追加する。
- 基本報酬及び児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。

現行		見直し後	
加算	1.理学療法士等 209単位 2.児童指導員等 155単位 3.その他 91単位	児童指導員等 加配加算Ⅱ	100単位 125単位 187単位
	1.理学療法士等 209単位 2.児童指導員等 155単位 3.その他 91単位	児童指導員等 加配加算Ⅰ	①個別サポート加算Ⅰ ②個別サポート加算Ⅱ ③個別サポート加算Ⅲ
基準人員	9単位	児童指導員等配置加算	③専門的支援加算
	《基本報酬》 授業終了後 【1-1】 660単位 【1-2】 649単位 休業日 792単位	障害福祉サービス 経験者 保育士or児童指導員 児童発達支援管理 責任者 管理者	児童指導員等加配加算
	区分1	区分2	※区分分け廃止

※ 単位数は障害児(重症心身障害児を除く)に対し授業終了後に指定放課後等デイサービスを行う定員10名以下の場合を記載
 ※ 上記図の高さは単位数とは一致しない

※令和3年3月31日時点で旧基準に基づく指定を受けている事業所については、2年間の経過措置あり(令和5年3月31日まで)。

(2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う変更事項について

①安全計画の策定等【対象：障害児入所施設、障害児通所支援】

- 1 障害児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

施行日：令和5年4月1日（令和6年3月31日まで努力義務とする経過措置あり）

※今後、厚生労働省より安全計画策定の参考となるガイドラインやひな形が示される予定。

（令和4年厚生労働省令第159号（令和4年11月30日公布））

(2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う変更事項について

②保育所等と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し

【対象：児童発達支援（センター含む）】

保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に関り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

施行日：令和5年4月1日

（令和4年厚生労働省令第159号（令和4年11月30日公布））

(2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う変更事項について

③自動車を運行する場合の所在の確認

【対象：障害児入所施設、障害児通所支援】

1 障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

施行日：令和5年4月1日

(令和4年厚生労働省令第175号 (令和4年12月28日公布))

(2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う変更事項について

④自動車を運行する場合の安全装置の装備

【対象：児童発達支援（センター含む）、放課後等デイサービス】

2 障害児の送迎を目的とした自動車（※）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（※運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）

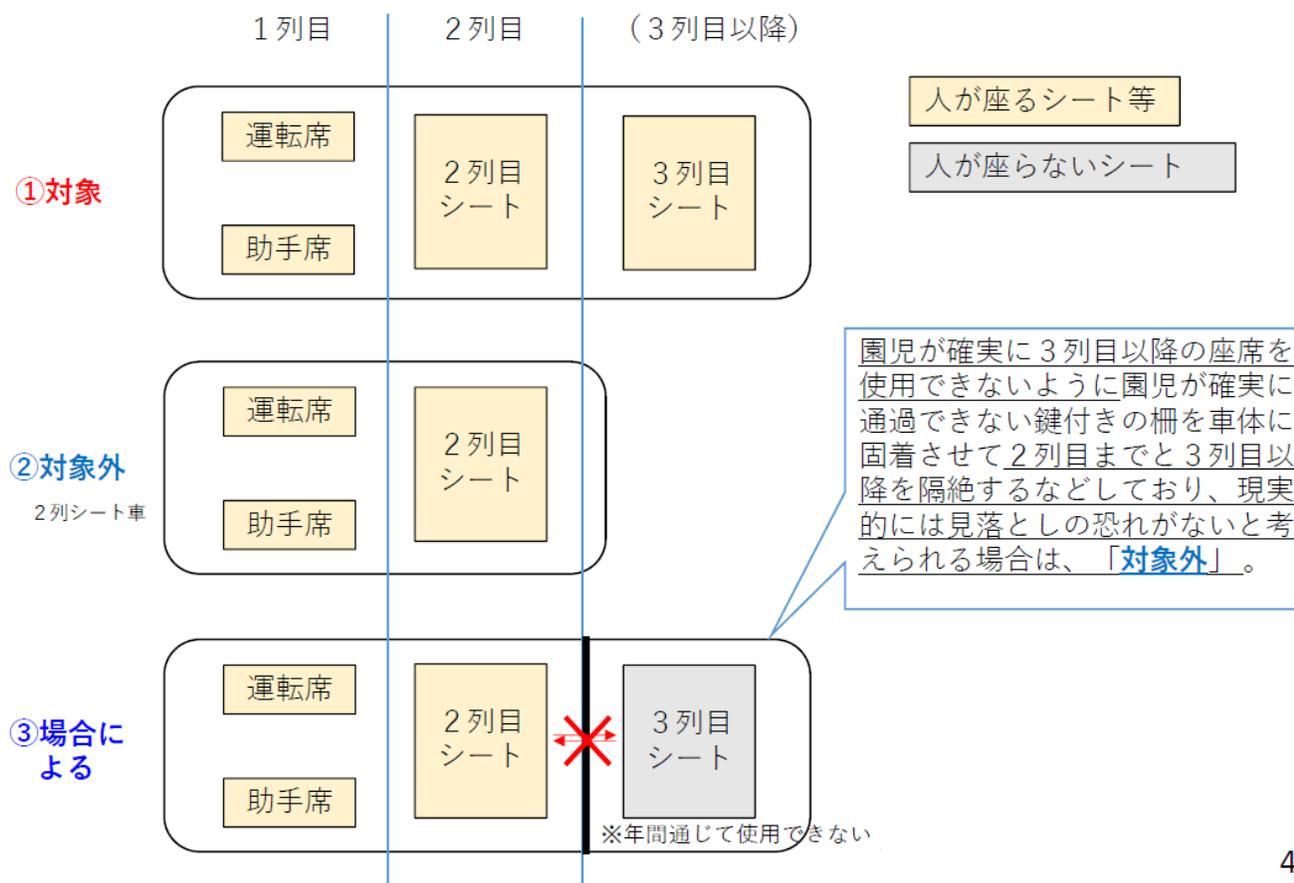
施行日：令和5年4月1日（安全装置の装備が困難な場合は、令和6年3月31日までは安全装置を備えないことができる。ただし代替措置によって所在の確認を行うこと。）

<代替措置の例> 運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に児童の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、児童が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

（令和4年厚生労働省令第175号（令和4年12月28日公布））

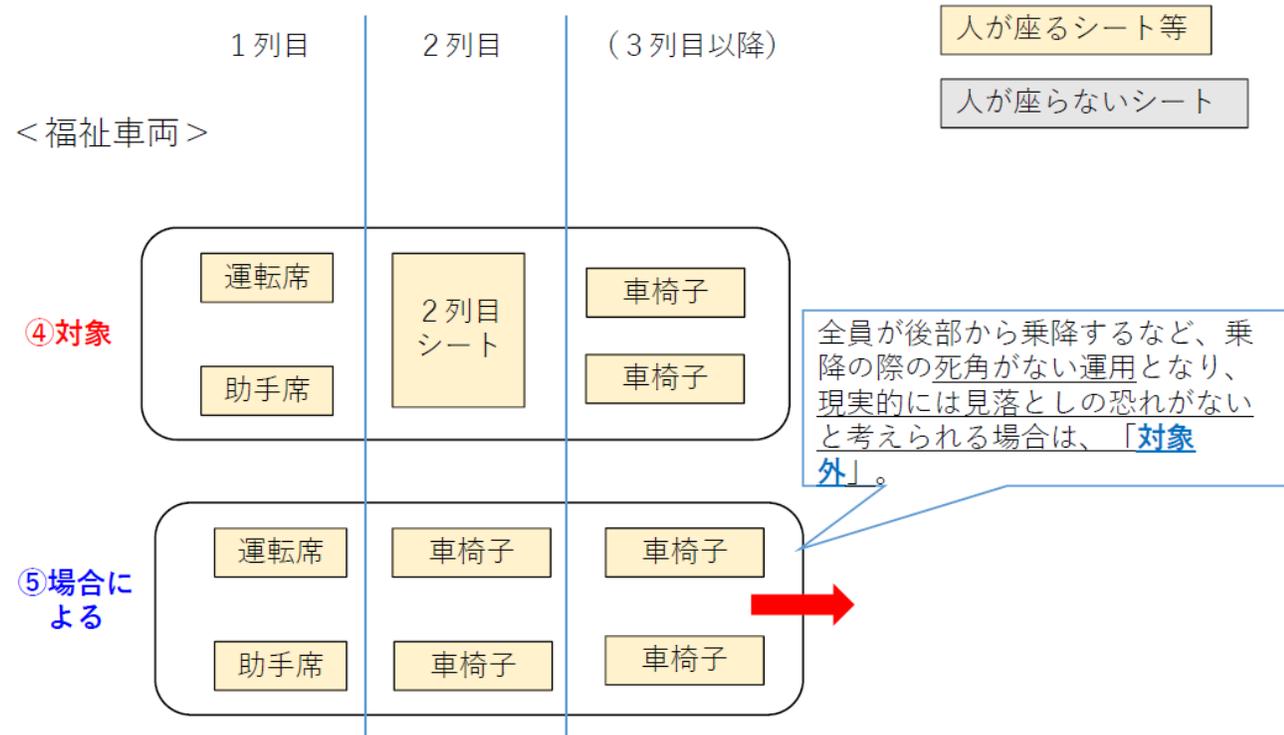
(2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う変更事項について

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



(2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う変更事項について

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



(3) 障害児入所施設のみなし規程の廃止について

みなし規定廃止に向けた課題 18歳以上の者の移行

みなし規定

現入所者が移行先が決まらないまま退所を迫られることのないようにするため、現在、障害児入所施設に入所中の者に対しては、特例的に「経過施設入所支援サービス費」及び「経過的生活介護サービス費」を支給している。

障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設の指定基準を満たすものとみなしてきた。

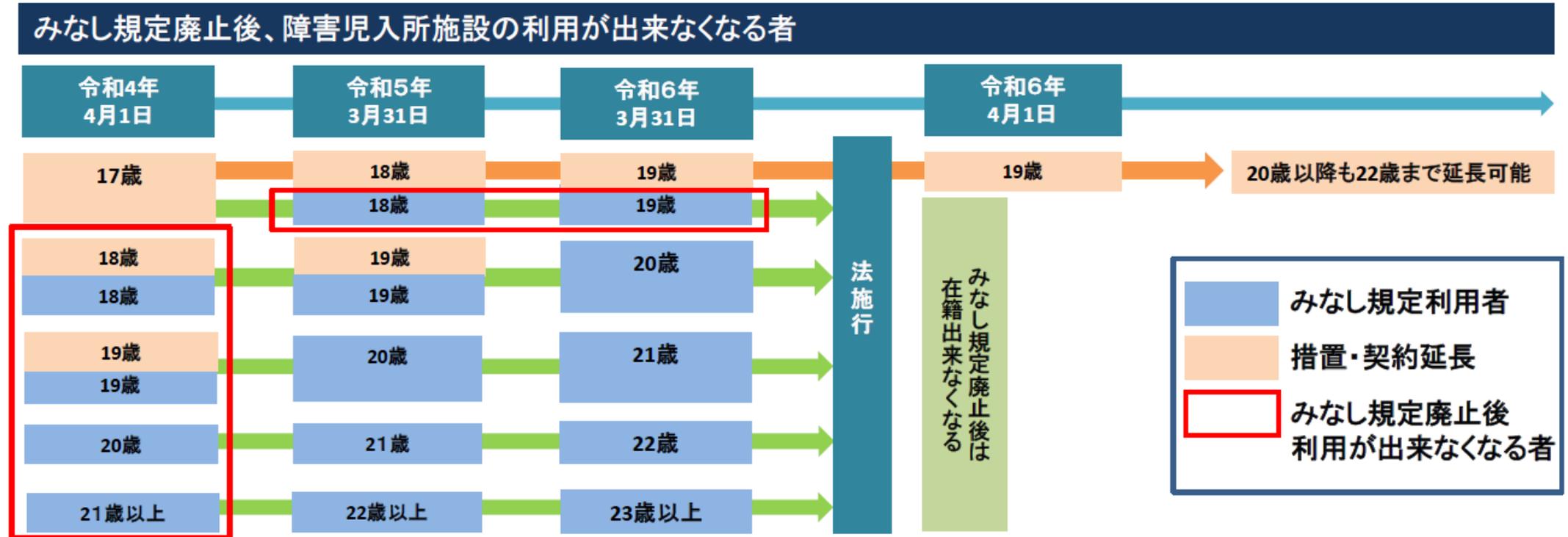
障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議の報告書をうけて、障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に係わる手引きでは、みなし規定の最終的な期限は令和5年度末までとすることが適当であるとしている。

みなし規定廃止後、障害児入所施設の利用が出来なくなる者

令和4年4月1日時点で18歳以上の者は、令和6年4月1日までに移行できない場合20歳に達し、「経過施設入所支援サービス費」及び「経過的生活介護サービス費」の支給を受け入所継続しているため、「経過施設入所支援サービス費」及び「経過的生活介護サービス費」廃止後は、障害児入所施設に在籍出来なくなる。

※ 令和6年4月1日に児童福祉法の一部を改正する法律が施行し、22歳までの入所継続が可能となるが、令和4年4月1日時点で18歳以上の者は、対象とならない。

(3) 障害児入所施設のみなし規程の廃止について



ご清聴ありがとうございました。